

特定非営利活動法人 市民活動サークルえん

役員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、法人の役員に対して毎月支給する役員報酬に関する基本事項を定めるものである。
2. この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

(報酬の体系)

- 第2条 役員報酬は月額報酬により構成する。
2. 職員兼務役員については、第5条の定めにより給与とあわせて支給することがある。

(月額報酬の決定方法)

- 第3条 役員の月額報酬および支給対象者は、世間水準および会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して、理事会にて決定し、その額を本規定の附則に明記する。
2. 役員報酬の支給対象者については、特定非営利活動促進法第2条第2項1号に定める範囲とする。

(就任または退任等の場合における報酬の取扱い)

- 第4条 報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(職員兼務役員の報酬)

- 第5条 理事が職員を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と給与に区分して支給する場合がある。

(長期欠勤者の報酬)

- 第6条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の月額報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(報酬の改定)

- 第7条 役員報酬は、原則として任期中は更改しない。ただし、同一人が再任される場合には、その任期の更改期に報酬額の更改を行うことがある。
2. 前項にかかわらず、給与のベースアップに伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が発生するような場合には、給与のベースアップ時期に合わせて役員報酬の更改を行うことがある。

(計算期間ならびに支給方法)

第8条 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

2. 月額報酬(職員兼務役員の給与を含む)の支給日は当法人職員の給与支払日に準ずる。

3. 月額報酬(職員兼務役員の給与を含む)は支給対象役員の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関の口座への振り込みにより支給する。

(控除金)

第9条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除するものとする。

(臨時緊急措置)

第10条 会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額の措置を取ることがある。

附 則

(報酬の額)

月額報酬は50,000円とする。

(施行日)

本規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。